

# ひとり親家庭になったときの手続き等

## ◎離婚に伴う主な手続き等

### 住居・世帯の変更に関する手続き

- 住民票の異動（転居・転出入・世帯主変更）
- マイナンバーカード等の記載事項の変更
- 印鑑登録

▶▶▶ 区役所戸籍住民課

### 子どもの氏・戸籍の手続き

- 子どもの氏の変更手続き
- 子どもの入籍届（家庭裁判所の変更許可を受けた後）

▶▶▶ 家庭裁判所

▶▶▶ 区役所戸籍住民課

### 申請や変更が必要な制度

- 児童手当（受給者変更）
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費助成
- 国民健康保険
- 年金
- 保育所に関すること

▶▶▶ 区役所保健福祉課

▶▶▶ 区役所保険年金課

▶▶▶ 区役所健康・子ども課

### その他必要な手続き等

- 運転免許証
- 預貯金通帳
- 住居の貸借名義
- 光熱水費の引落とし口座
- クレジットカード

ここに記載したのは代表的な手続きです。個人によって、手続きが不要な場合や、この他の手続きが必要な場合もあります。

### ひとり親家庭を支援するための制度やサービスの相談・手続き等

※支援制度の詳細は8ページ以降をご覧ください。

## ◎子の認知について

婚姻によらず出生した場合、子どもとその父に法律上の親子関係が成り立つためには、父親からの「認知」（認知届の提出）が必要です。

### 父親が子の認知を

**する** → 子の戸籍の「父」の欄に氏名が記載され、父の戸籍にも認知の事実が記載される。  
父と子に法的な親子関係（養育費の支払い義務等）が生じる。

**しない** → 子の戸籍の「父」の欄は空欄となる。  
父と子に法的な親子関係（養育費の支払い義務等）は生じない。